

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について

- 令和4年11月30日及び12月28日に、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布され、児童福祉施設の基準の改正が行われた。
- そのため、この改正内容を、東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（以下「条例」という。）及び東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（以下「規則」という）に反映する予定。

事項

1	児童福祉施設における児童の安全確保のための計画策定を義務化
2	バス送迎に当たり所在確認や安全装置の装備を義務付け
3	保育所と児童発達支援センターの併設を可能とするため、設備及び人員の専従規定を緩和
4	児童福祉施設における業務継続計画策定等の努力義務化
5	保育所における看護師等のみなし配置に関する要件緩和

【施行日】 令和5年4月1日

※上記の他、子ども家庭庁設置に伴う文言修正（令和5年4月1日施行）
民法改正に伴う「懲戒に係る権限の濫用禁止」の規定を削除（施行日調整中）

1 児童福祉施設における児童の安全確保のための計画策定を義務化

【従わなければならない国の基準】

省令改正の経緯	省令改正の概要	都の対応 (条例改正)
<p>児童福祉法の一部改正により、児童福祉施設等の運営基準について、国が定める基準に従い条例で定めるべき事項として、児童の安全の確保が追加 (R5.4.1施行)</p> <p>※令和3年7月の福岡県の保育所における送迎バス置き去り事故等が発生する中、「児童福祉法等の一部を改正する法律」が、令和4年6月8日の国会で可決・成立</p> <p>※幼稚園、認定こども園においては、学校保健安全法により既に義務付け</p>	<p>各児童福祉施設において<u>安全計画を策定・周知し、研修及び訓練を定期的に実施すること等を義務付ける規定を新設</u></p> <p>※安全計画 児童福祉施設の設備の安全点検、職員・児童等に対する児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練等についての計画</p>	<p>国の省令改正のとおり、「条例」を改正</p>

2 バス送迎に当たり所在確認や安全装置の装備を義務付け

【従わなければならない国の基準】

省令改正の経緯

令和4年9月の静岡県の認定こども園における送迎バス置き去り事故を受け、当該事案への対策を検討する関係府省会議（第4回・10月12日）において、「送迎バスの安全装置の設置の義務化」等の緊急対策が決定された。

省令改正の概要

・各児童福祉施設において児童の施設外での活動、取組等のための移動等のために自動車を運行するときは、**点呼等による児童の所在確認**を行うことを義務付ける規定を新設

・保育所及び児童発達支援センターについては、児童の送迎を目的とした自動車（※）を運行するときは、**ブザーその他の車内の児童の所在の見落としを防止する装置**の使用を義務付ける規定を新設

（※安全装置を装備しなくても、確実に園児の所在確認が行われると考えられる2列以下の自動車を除く。）

都の対応 (条例改正)

国の省令改正のとおり、「条例」を改正

3 保育所と児童発達支援センターの併設を可能とするため、設備及び人員の専従規定を緩和

省令改正の経緯

障害児通所支援は事業所数等が飛躍的に増加し、身近な地域で支援が受けられるようになった一方で、適切な運営や支援の質の確保等が課題

【障害児通所支援の在り方に関する検討会報告書（R3.10.20）】

年少期より、障害の有無に関わらず、様々な遊びを通じて共に過ごし、それぞれの子供が互いに学び合うことは、生涯にわたって記憶される貴重な経験。

⇒ 児童発達支援等と保育所等で、**障害の有無に関わらず、一体的な子供の支援**を可能とする方向で、必要な見直し・留意点等を検討すべきとの意見

※保育所に児童発達支援センター等が併設されている場合、現在は、特有の設備（保育室、遊戯室、屋外遊戯場など）及び専従の人員の共用は不可

省令改正の概要

（保育所）
保育所に児童発達支援センター等が併設されている場合、**特有の設備及び専従の人員の共用について**、その行う保育に支障のない場合に限り、**共用可能とする改正**を行う。

（児童発達支援センター）
障害児の支援に支障がない場合に限り、**当該事業の職員が保育所等への児童への支援も行うことができるよう改正**

都の対応 (条例改正)

国の省令改正のとおり、「条例」を改正

4 児童福祉施設における業務継続計画策定等の努力義務化

改正の経緯	改正概要	都の対応 (条例改正)
<p>新型コロナウイルスの流行により、平時からの感染症等に対する備えや感染症流行時の業務継続の重要性が再認識</p> <p>【児童福祉施設等の感染防止対策・指導監査の在り方に関する研究会報告書（R4.1.31）】</p> <p>障害児入所施設や児童発達支援センターに義務付けられている下記2点について、児童福祉施設に対しては、努力義務として求めるべきとの意見</p> <ul style="list-style-type: none">・業務継続計画を策定・周知し、必要な研修及び訓練を定期的実施すること・感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修・訓練を実施すること	<p>児童福祉施設に対して、下記2点を努力義務として求める規定を設ける。</p> <ul style="list-style-type: none">・業務継続計画を策定・周知し、必要な研修及び訓練を定期的実施すること・感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修・訓練を実施すること	<p>国の省令改正のとおりに、「条例」を改正</p>

5 保育所における看護師等のみなし配置に関する要件緩和

省令改正の経緯	省令改正の概要	都の対応 (規則改正)
<p>0歳児4人以上を入所させる保育所に限り、当分の間、保健師、看護師又は准看護師を1人に限り保育士とみなすことができることとされているが、少子化の進行等により保育所に入所する0歳児の数が4名付近となるケースが増加。</p> <p>この場合、看護師等の処遇が0歳児の入退所に左右され安定しない。</p>	<p>看護師等を1人に限り保育士とみなす措置について、0歳児の在籍人数の要件を撤廃</p> <p>※ただし、看護師等のみで0歳児への保育を行うことが可能となってしまうことから、別途、要件（保育士と合同で保育を行うこと、看護師等は一定の知識と経験を有すること）を設ける。</p>	<p>改正省令に準じて「規則」を改正 (ただし、従前どおり保健師又は看護師に限る。)</p>